

第2節 野外活動場面における事故防止と安全管理

1. 現代社会における野外活動と事故

野外活動とは、「豊かな自然環境の中で、自然を利用し、自然に親しみ、自然を理解するための多様な活動であり、自然の中における基本的な生活の営みから、自然に挑戦して極限をきわめる冒険的活動までの全ての活動に対する総称である。」と表現することができる。この内、自然との関わり方において積極的な身体活動を伴うものについて、特に“野外スポーツ”と呼んでいる。

これら野外活動は、21世紀を間近かに控え、国家的にも余暇時代・生涯学習時代への対応を模索している今日、人々の自然志向・健康志向は更に高まりを見せ、積極的な野外活動への参入を促している。



図-III-2-1 アウトドア・スポーツ興隆の背景

これら現代社会の持つ特徴的な背景によって、今日ではアウトドア・ブームとさえ呼ばれるような急速な普及を示した野外活動は、多様な自然環境を背景とするところから、その内容においても非常に多岐にわたると共に、それぞれの活動様式において個別の特徴的な部分を有している。また基本的に非日常場面における冒険的・挑戦的な活動を実践することに特色が有り、それらが活動の成果を高めると同時にまた、事故をはじめとする多くの問題点を生ずる要因ともなっている。

加えてこれらの野外活動は、今まで学校をはじめとする場において組織的な指導や展開がなされてきておらず。近年では、むしろ地域や社会といった場

における個人レベルでの需要と展開を普及の主体としてきた。

自然の代表となる山においてもまた海においても、かつては一部の専門家(マニア)達が、専門的なトレーニングと技術的開発を重ね、かつ組織的な展開のもとに取り組んでいた活動が、現在では主に情報の発達、アクセスの向上、用具・道具の改良と普及といった背景に支えられ、誰もが容易に本格的な野外活動に取り組むことが可能となった。しかしそこにおいて大きく欠けているのが、知識と技術の裏付けによる行動上の安全確保であり、気象・天候を初めとする不確定な要素を多分に有する自然環境への対応能力の不足となって現われ、事故の発生につながっているものと言える。

現代的な傾向をもってすれば、今後も引き続いて明らかに社会的な需要の高まりが予測される野外活動において、一層安全で確実な活動の実践を展開すると共に、積極的な活動を通して時代に対応したより高い成果をあげることが望まれている。しかしそのためには不幸な結果となる事故を回避せねばならず、基本的に解決せねばならない多くの課題を有していると言わねばならない。

2. 裁判例に見る海での事故事例

前章においては、平成5年を例として野外活動として扱うことのできる事故事例の傾向について整理した。ここではそれら野外活動の事故の中でも、特に事故の発生が死亡をはじめとする重篤な事態につながるケースの多い海での事故(一部河川)について、過去に裁判にまで発展した事例を整理する。

なお整理にあたっては、次の書式で整理した。(判決年月順)

(No)「事件名」

事件発生年月日 <被害内容>
訴訟内容 判決 (判決年月;担当裁判所)
*判決に見られる管理・指導上の要点。

(1)「鎌倉市海水浴場少年溺死事件」

昭和22年8月7日発生 <19才男子高校生溺死>

損害賠償請求 請求棄却 (昭和26年2月;横浜地裁)

*海水浴場における水難救助等の事業は、一般海水浴客がこれにより利益を受けることがあっても、それは権利として要求できる性質のものではない。

(2)「千葉県岩井海岸臨海学校中学生飛込死亡事件」

昭和26年8月1日発生 <区立中学3年男子生徒死亡>

損害賠償請求 請求棄却 (昭和28年11月;東京地裁)

「同件（控訴審）」

請求承認 (昭和 29 年 9 月；東京高裁)

*管理者は、飛込台自体の管理保存はもちろん、使用していない時にも不測の損害を生じないよう十分の注意をする義務がある。

(3) 「津市中河原海岸橋北中学校女子生徒集団溺死事件」

昭和 30 年 7 月 28 日発生 <女子生徒 36 名溺死>

業務上過失致死 禁固 1 年～1 年 6 ヶ月 (昭和 33 年 3 月；津地裁)

「同件（控訴審）」

無罪 (昭和 36 年 1 月；名古屋高裁)

「同件」

損害賠償請求 請求承認・控訴和解 (昭和 41 年 4 月；津地裁)

*水泳場の設定にあたっては十分な事前調査を行うべきであり、また水泳中の事故防止のためには監視員の配置、監視船の常備等の措置が必要である。

(4) 「東京水産大学学生潜水実習中死亡事件」

昭和 29 年 8 月 2 日発生 <学生 2 名潜水実習中死亡（溺死）>

業務上過失致死 有罪 (; 木更津簡裁)

「同件（控訴審）」

無罪 (昭和 34 年 3 月；東京高裁)

*証拠不十分、過失はあるものの死因との間の因果関係に存否の判断不能。

(5) 「愛知県新舞子海水浴場珠算塾生徒溺死事件」

昭和 36 年 7 月 28 日発生 <男子生徒 2 名溺死>

損害賠償請求 請求承認・過失相殺 (昭和 38 年 6 月；名古屋地裁)

*監視や人員確認等、危険防止のための義務を尽くさなかった。一方、被害者にも注意に従わなかった過失がある。

(6) 「熊本県天草見学中学生船舶転覆溺死事件」

昭和 41 年 11 月 25 日発生 <女子生徒 5 名溺死>

業務上過失致死 禁固 1 年 6 ヶ月 (昭和 43 年 1 月；熊本地裁)

*航行上の安全確認等、生徒の安全を保護すべき業務上の注意義務がある。

(7) 「神奈川県一色海水浴場ゴムボート転覆溺死事件」

昭和 41 年 7 月 18 日発生 <理容学校男子生徒 1 名溺死>

損害賠償請求 請求承認・過失相殺 (昭和 44 年 12 月；東京地裁)

*学校経営者には監視、保護義務に欠ける所があった。一方生徒にも無許可でボートに乗り、また操作上のミスもあったようだ。

(8) 「福井県白浜海岸臨海学校高校生溺死事件」

昭和 41 年 7 月 14 日発生 <府立高校男子生徒 2 名溺死>

損害賠償請求 請求承認 (昭和 46 年 7 月 ; 大阪地裁)

*学校側に安全管理上の多くの点における過失があったとした。

(9) 「千葉県岩井海岸臨海学校小学生溺死事件」

昭和 43 年 7 月 29 日発生 <区立小学校生徒 1 名溺死>

損害賠償請求 請求棄却 (昭和 47 年 8 月 ; 東京地裁)

*事故発生防止のために必要な注意義務は尽くされていた。

(10) 「富山大学臨海水泳実習溺死事件」

昭和 45 年 8 月 4 日発生 <学生 1 名溺死>

損害賠償請求 請求棄却 (昭和 49 年 3 月 ; 富山地裁)

「同 件 (控訴審)」

損害国家賠償責任認定 (昭和 52 年 5 月 ; 名古屋高裁)

*実習計画の策定・実施に過失があった。また遊泳中の事故の危険性は、大学生であるからといって注意義務が特に軽減されるものではない。

(11) 「北海道浜益村海浜学校中学生溺死事件」

昭和 51 年 7 月 21 日発生 <中学生 1 名溺死>

損害賠償請求 請求承認 (昭和 52 年 6 月 ; 札幌地裁)

*学校行事として水泳指導を実施する際に、とるべき注意義務を怠った。

(12) 「千葉県光町木戸浜海水浴場海の家従業員溺死事件」

昭和 52 年 7 月 21 日発生 <従業員 1 名溺死>

損害賠償請求 請求棄却 (昭和 54 年 10 月 ; 東京地裁)

*特段の過失また違法性の存在は認められない。

(13) 「千葉県富津市上総湊海水浴場女児ゴムボート漂流転落溺死事件」

昭和 52 年 8 月 5 日発生 <女児 1 名溺死>

損害賠償請求 請求棄却 (昭和 55 年 1 月 ; 東京地裁)

*海水浴に伴う危険を回避する責任は、本来海水浴をする者自身にある。海水浴場にも、通常備えるべき安全性の欠如には至っていない。

(14) 「関西医科大学カヌー部事件」

昭和 53 年 5 月 4 日発生 <学生 1 名溺死>

損害賠償請求 請求棄却 (昭和 57 年 1 月 ; 大阪地裁)

* 大学にはクラブの通常の練習の過程において、学生の生命身体の安全に配慮すべき具体的義務はない。また顧問等も結果発生防止義務を負わない。

(15) 「荒川無免許無登録モーター・ボート衝突事件」

昭和 53 年 5 月 28 日発生 <ボート乗員学生 1 名死亡 2 名負傷>

国家損害賠償責任請求 請求棄却 (昭和 57 年 3 月 ; 東京地裁)

* モーター・ボートの走行は、建設大臣の河川管理権の対象に含まれるものではない。

(16) 「宮城教育大ヨット転覆学生死亡事件」

昭和 54 年 5 月 12 日発生 <学生 1 名死亡>

損害賠償請求 請求棄却 (昭和 58 年 2 月 ; 山形地裁)

「同件 (控訴審)」

控訴棄却 (昭和 63 年 3 月 ; 仙台高裁)

* ヨット部の日常的活動は大学生が自らの判断で対処し自分自身で責任を負うべき状況にあった。大学の負うべき安全配慮義務に欠ける所はなかった。

(17) 札幌市ボランティア活動小学生溺死事件」

昭和 56 年 8 月 2 日発生 <小学生 1 名溺死>

損害賠償請求 請求承認・過失相殺 (昭和 60 年 7 月 ; 札幌地裁)

* 指導・監督上の注意義務は、ボランティア活動の一環であったことに左右されない。また本人にも指示に反した行動があった。

(18) 「大阪教育大学ヨット転覆部員溺死事件」

昭和 56 年 9 月 15 日発生 <学生 1 名溺死>

損害賠償請求 請求棄却 (昭和 61 年 5 月 ; 大阪地裁)

* 大学の課外クラブ活動は本質的に自主的に行われるべきである。スポーツ系の大学を別とすると、大学当局がクラブを指導監督する義務は負わない。

(19) 「大阪経済法科大学合宿中学生水死事件」

昭和 56 年 8 月 23 日発生 <学生 1 名溺死>

損害賠償請求 請求棄却 (昭和 61 年 4 月 ; 大阪地裁)

* 大学におけるサークル活動は学生の自主的、自治的運営によってこそ教育的意義が高い。また学生は一般的の判断力を充分に備えていると考えられる。

(20) 「神奈川県スキューバダイビング漂流事件」

昭和 59 年 3 月 25 日発生 <女性 1 名約 2 時間漂流>

慰謝料請求 請求承認 (昭和 61 年 4 月 ; 東京地裁)

* 指導者として危険な状態に陥っていないことを確認すべき注意義務を怠った。漂流し死の恐怖に対する慰謝料として 25 万円の請求を認めた。

(21) 「山口県ホテル海水浴客溺死事件」

昭和 57 年 8 月 24 日発生 <17 才宿泊客溺死>

損害賠償請求 請求認容 (昭和 61 年 5 月 ; 大阪地裁)

* 海水浴場の設置保存の瑕疵を認めた。

(22) 「富士川川下り中溺死事件」

昭和 56 年 3 月 22 日発生 <2 名溺死>

損害賠償請求 請求棄却 (昭和 62 年 3 月 ; 静岡地裁)

* 河川管理者の具体的な職務権限は、河川法の個別的規定による。河川の自由使用相互間の問題は、公物管理権の問題とはならない。

(23) 「ダイビングツアー中ボンベ爆発負傷事件」

昭和 56 年 8 月 30 日発生 <数人負傷>

損害賠償・保険金請求 請求認容 (昭和 63 年 2 月 ; 東京地裁)

* ダイビングは、本来人間の生存不可能な海中という特殊な自然環境下で行い、また特殊な器材を使用するところから、指導者には参加者の安全を確保する重い責任が課せられる。また「スポーツの指導」とは、当該スポーツの行為それ自体の他に、これに密接して行われる必要最小限度の行為についての指導をも含む。

(24) 「教育委員会水泳講習会参加小学校教諭溺死事件」

昭和 56 年 8 月 20 日発生 <小学校教員 1 名溺死>

損害賠償請求 請求棄却 (昭和 63 年 12 月 ; 神戸地裁)

* 水泳講習の実施上における安全配慮の欠落は認められない。

(25) 「夜間潜水講習指導中受講生溺死刑事事件」

昭和 63 年 5 月 4 日発生 <受講生 1 名溺死>

業務上過失致死 賞金 15 万円 (平成 3 年 9 月 ; 大阪地裁)

控訴棄却 (平成 4 年 3 月 ; 大阪高裁)

上告棄却 (平成 4 年 12 月 ; 最高裁)

*受講生を見失った行為はそれ自体が溺死させる結果を引き起こしかねない危険性を持つ。

(26) 「ダイビングツアー参加者海洋転落溺死事件」

平成2年8月10日発生 <女子会社員1名溺死>

損害賠償請求 請求棄却 (平成5年2月；東京地裁)

「同件(控訴審)」

請求承認・過失相殺 (平成7年8月；東京高裁)

*直前の指示、緊急事態に対する準備及び事故に対する対応に過失があった。

しかし被害者にも自らの安全配慮に過失があった。

3. 裁判事例に関する考察

戦後の体育・スポーツ関係の事故裁判例においては、水難事故に相当する事例が最も多い。このうちプールにおける事故については全て除外し、海(一部河川)での野外活動(海洋スポーツ)の場面における事故に限って整理したところ、上記の26件をリストアップすることができた。これらを個々の特徴ごとにまとめると、次のとおりとなる。

訴訟内容において損害賠償請求がなされたもの(民事事件) 23件(88%)

訴訟内容において行政処分請求がなされたもの(刑事事件) 4件(15%)

合計27件となるが、これは(3)「津市中河原海岸橋北中学校女子生徒集団溺死事件」が、刑事および民事の双方において訴訟を受けたことによる。訴訟の傾向としては第Ⅱ章第1節において触れたとおり、ここにおいても民事事件としての損害賠償請求を行う裁判例が圧倒的に多数である。またそれらの内で、控訴・上告審において決審をみたものについては7件を数えた。

以上26件の事例中、裁判の結果において原告の請求が認められたか否かについて分類すると次のとおりであった。

裁判の結果において請求棄却または無罪となったもの 12件(46%)

裁判の結果において請求承認または有罪となったもの 14件(54%)

また、事故が発生した場面における活動の種類について整理して見ると次のとおりとなり、これには事故発生の時期(西暦)において一つの傾向を読み取る事ができる。

内容において水泳中・遊泳中において発生した事故 10件(39%)

‘47、‘55、‘61、‘66、‘68、‘70、‘76、‘81、‘81、‘82、

内容においてマリンスポーツ活動中に発生した事故 12件(46%)

‘54、‘66、‘77、‘78、‘78、‘79、‘81、‘81、‘81、‘84、

‘88、‘90、

内容においてその他の活動中に発生した事故 4件 (15%)

‘51（飛込）、‘66（船舶）、‘77（貝採り）、‘71（磯遊び）、

内容において公教育としての学校・大学が背景となった事件 12件 (46%)

‘51、‘55、‘54、‘66、‘68、‘70、‘76、‘78、‘79、

‘81、‘81、

以上のとおりとなり、一つの傾向として 80 年代後半以降においては、学校以外のいわゆる社会体育を背景とした、マリンスポーツ場面における事故が主体となっていると見ることができる。このことは折しも（財）日本海事広報協会が、昭和 63 年（1988）を“マリン元年”と位置付け、「本格的な海洋性レクリエーション時代の夜明けである。」と述べていることに一致するものであり、以前の学校を背景とした水泳・遊泳中の事故から、社会体育を背景としたマリンスポーツ場面における事故の発生へと事故の様態が変化してきている傾向を示すものである。

以上のように報告された事例は、当然のことながら氷山の一角であると共に、事故の全体を代表する性格のものでもない。しかしながら、一つにはひとたび裁判となれば、事故の経緯についての全貌を可能な限り明らかにすることとなり、一般的に当事者以外には詳細について知ることが難しい各事故事例について、その全貌を詳細に把握できる上で貴重な材料となる。また二つ目には、このような裁判事例が決して事故の全体を代表しているとは言えないものの、その背景には、それにつながるいくつかの同様な事故や事例が存在しているととらえることが必要であり、事例を特殊なケースとせず、同種・同様な事態が起これりうるものと理解して今後に役立てて行かねばならない。

今回整理した事例は、事故発生時点で昭和 22 年（判決昭和 26 年）から平成 2 年（判決平成 7 年）に至る間の出来事であったが、その中においても次のような傾向をとらえることができる。

- ① 体育・スポーツ事故関係の訴訟においては、損害賠償請求としての民事裁判となるケースが圧倒的に多数を占めている。
- ② 昭和 40 年代までは、一般的な海水浴といった形態での活動における事故、そして学校等の集団活動の中での事故が多いが、近年では任意の小集団を背景とし、活動もヨット・ダイビング等専門的なスポーツ活動における事故のケースが目立つようになってきている。
- ③ 指導・管理側の過失を認めながらも、内容において当事者に対する相応の過失相殺を認める傾向にある。

<引用・参考文献>

- (1) 文部省体育局体育課内法令研究会 編集「体育スポーツ総覧(判例集)」(追録)、ぎょうせい、1973.
- (2) 運輸省運輸政策局海洋・海事課 編集「海洋性レクリエーションの現状と展望」、(財)日本海事広報協会、1988.